平成２３年（フ）第２１０号
川崎市高津区子母口783番地　子母口プラザハイム３―707
破産者　成田　竹彦
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１９号
川崎市幸区小向仲野町２番17号　岩田章方
破産者　石川　徳光
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２２０号
川崎市幸区小向仲野町２番17号　岩田章方
破産者　石川　ふさ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８７号
東京都大田区西馬込２丁目14番２号太陽ハイツ201号、開始決定時の住所川崎市幸区古市場１丁目７番地１
破産者　森下ジョセフィンこと　ＭＯＲＩＳＨＩＴＡ　ＪＯＳＥＰＨＩＮＥ　ＣＯＮＣＥＰＣＩＯＮ
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３９１号
名古屋市西区宝地町321番地　コーポラス宝地北棟202号
破産者　後藤　敦尚
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２８２７号
三重県員弁郡東員町笹尾西２丁目33番８、開始決定時の住所京都府相楽郡精華町光台６―26―３
破産者　岩田　祥孝
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第７５８０号
大阪市中央区谷町９丁目１番８号メゾン谷町303、開始決定時の住所大阪市中央区東平１丁目４番５―301号
破産者　小川　　順
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８０３８号
大阪府摂津市庄屋２丁目５番34号
破産者　遠田　靖樹
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３０３号
大阪府豊中市熊野町４丁目15番21号、開始決定時の住所大阪府吹田市芳野町５番47―401号
破産者　楽器リサイクルこと木村徹男こと　宋　宗哲
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９６１２号
大阪市城東区成育４―６―４　アドリーム城東野江204、住民票上の住所大阪市城東区関目４丁目３番13号
破産者　森　　正樹
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８７２号
大阪市西成区南津守４丁目１番22―208号
破産者　中野　保雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１２２号
大阪市北区南森町１丁目２番５号
破産者　則武　篤雄
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１４３号
大阪市淀川区木川東３丁目８番３号　第３北浦ハイツ402号、前住所兵庫県西宮市分銅町１番16―607号
破産者　田中　千晴
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１６８号
広島県呉市安浦町水尻１丁目４番11―1002号
破産者　高山しげみこと江本しげみことりこんじゅんこと　李　　根順
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２３２７号
大阪府豊中市西泉丘３丁目４番１―407号、前住所大阪府豊中市寺内１丁目７番１―304号
破産者　石井　由花
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４７６号
大阪市城東区古市３丁目８番11―207号
破産者　オーエム設計こと　奥田　元弘
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４８２号
大阪市東成区大今里１丁目28番16号　金方
破産者　山田浩嗣こと　李　　浩根
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５４１号
大阪市西成区玉出西２丁目10番22―1011号
破産者　ホールセラーズこと　大越　博之
1　決定年月日　平成23年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部